

(別紙1)

事業報告書(様式)

1 借受・転貸状況

(1) 28年度の借受・転貸面積

	3月末までに 権利発生したもの (※2)	左記以外で3月末までに 公告したもの (※3)
借受面積	132.3	11.3
転貸面積(※1)	177.9	—
うち新規集積面積(※1)	70.1	—

※1:「転貸面積」、「うち新規集積面積」には、過年度に機構が借り入れて、当年度に転貸したものを含む。
「うち新規集積面積」には、特定農作業受託により既に担い手が農作業を行っていた農地は含まれない。

※2: 過年度に農用地利用集積計画を公告したもので、当年度に権利発生したものと及び
過年度に農用地利用配分計画を認可公告したもので、当年度に権利発生したものを含む。

※3: 当年度の3月末までに公告し、翌年度に権利発生するものを記載すること。
なお、公告は、「借受面積」については、農用地利用集積計画を公告したもの、
「転貸面積」については、農用地利用配分計画を認可公告したものである。

(2) 累計(29年3月末時点)

	累計 (ストック)
借受面積(①)	252.3
うち転貸面積(②)	202.8
うち新規集積面積	92.5
うち機構が管理している面積	49.5
うち作業委託で管理している面積	—
うち条件整備中の面積	—
転貸率②/①	80.4%

※3月末までに権利発生したものを記載すること。

2 転貸先の状況(28年度事業分)

転貸先	経営体数	転貸面積
(1)地域内の農業者	138	158.0
①認定農業者	65	77.6
うち個人	53	57.7
うち法人	12	19.9
うち企業	0	0
②認定新規就農者	12	7.6
③基本構想水準到達者	19	17.9
④今後育成すべき農業者	32	27.7
⑤認定農業者等以外の農外から参入した企業	0	0
⑥その他	10	27.2
(2)地域外からの参入者	13	19.8
うち法人	4	18.0
うち企業	3	17.9
新規参入	17	8.8
①個人	17	8.8
②法人	—	—
うち企業	—	—
(1)+(2)の合計(※2)	151	177.9

転貸を受けた者の農地の状況	転貸前	転貸後
平均経営面積	2.4	3.6
平均団地(連続して作業ができるほ場)数	1.0	3.0
1団地の平均面積	2.4	1.2

※1:担い手の範囲には集落営農経営も含めるが、転貸先とはならないため、本表では不掲載。

※2:経営体数の欄は、複数地域で農地の転貸を受け、各地域で計上され重複している経営体であっても、1つの経営体としてカウントすること。

3 担い手への集積の状況

	機構設立前	最新時点
耕地面積(※)(①)	38,800	38,200
担い手の利用面積(②)	9,239	13,160
担い手への集積率 ②/①	0.238	0.345

※農林水産統計の各都道府県の「耕地面積」を用いること。

4 市町村別(又は地域別)の借受・転貸状況及び担い手への集積の状況 別表のとおり

5 経費等の状況(28年度事業分)

賃料支払	13,157,843
賃料収入	4,421,256
差引賃料支払	8,736,587
管理・保全費支払	8,736,587
条件整備費支払 (土地改良区への支払)	0
運営費支払	48,592,050
業務委託支払	41,008,638
合計	98,337,275
単年度借入面積1ha当たりの単価	743,290
累計借入面積1ha当たりの単価	937,142

条件整備費借入	—
新規借入	—
返済	—
借入残額	—

6 優良事例

(1) 効率的・効果的に進んでいる市町村・地域の例とその要因

別紙参照

(2) 機構自身の創意工夫

別紙参照

(別表)

市町村 (又は細分化)	機構 借受面積 (ストック) ①	機構 転貸面積 (ストック) ②	②/①	耕地 面積 ③	担い手 利用面積 ④	④/③
国頭村	6.5	6.5	100.0	620	220	35.5
大宜味村	1.4	1.3	92.9	291	125	43.1
東村	8.4	0	0.0	422	132	31.2
今帰仁村	0.8	0	0.0	854	161	18.9
本部町	2.4	2.4	100.0	587	59	10.0
名護市	9.3	6.4	68.8	1,500	198	13.2
宜野座村	0.7	0	0.0	472	169	35.8
伊平屋村	2.4	0	0.0	337	24	7.2
読谷村	1.9	1.3	68.4	775	45	5.8
うるま市	1.3	0.8	61.5	1,040	284	27.3
沖縄市	0.3	0.2	66.7	122	29	23.7
中城村	0.3	0.3	100.0	292	35	12.0
西原町	1.2	1.2	100.0	126	7	5.9
南城市	10.5	4.5	42.9	1,370	56	4.1
八重瀬町	0.2	0.2	100.0	979	85	8.7
南風原町	0.6	0.4	66.7	188	23	12.3
久米島町	12.3	3.4	27.6	1,710	1,018	59.5
糸満市	2.6	2.4	92.3	1,570	225	14.3
南大東島	5.9	5.9	100.0	1,830	1,773	96.9
宮古島市	28.7	28.7	100.0	10,700	4,813	45.0
石垣市	13.1	7.3	55.7	5,350	1,370	25.6
竹富町	15.8	8.1	51.3	2,060	690	33.5
与那国町	0.3	0.3	100.0	521	133	25.6

○農地中間管理事業と農地整備事業との連携 (沖縄県宮古島市西地区)

宮古島市城辺



地区の特徴・状況

本地区は、さとうきび作を中心に葉たばこ、牧草等の農業が展開されている地域である。土壌は島尻マーグで保水性に乏しく、また区画も不整形で農道も狭小であり、機械化体系確立の妨げなど、農業生産性が低い状況となっている。

国営宮古地区かんがい排水事業の受益地となっており、県営水利区域内農地集積促進整備事業を導入することで、機械化農業体系を確立し、農業所得の向上と農家経営の持続的発展を図る。

取組のポイント

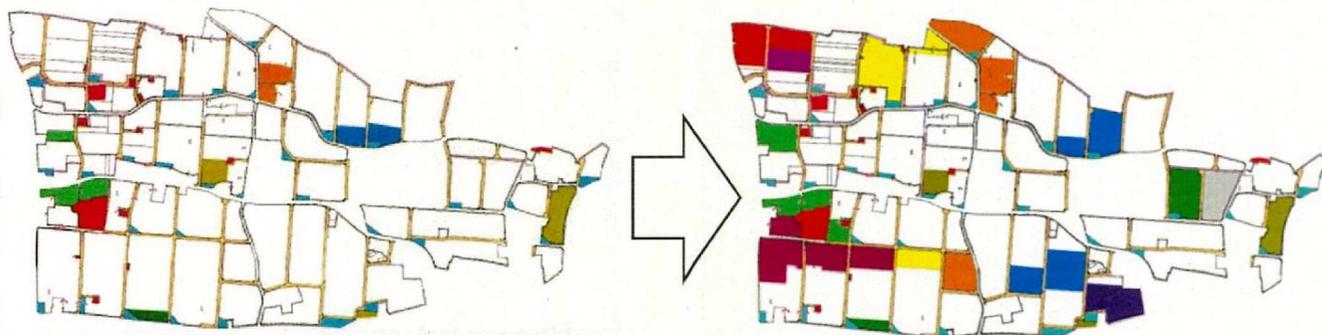
西地区での取組を進めるにあたり、以下のポイントを重視した。

- ・関係機関(機構、県、市、土改連、地区換地委員等)による権利関係(所有者及び耕作者)の情報共有
- ・関係機関との連携を構築するため、役割分担の明確化
- ・互いの方向性(メリット等)の相互理解と統一
- ・換地委員長等、実施地区リーダーへの理解と協力

特に当公社では出し手農家等への機構事業を介した権利設定の説明について、宮古島市→集落会長→地域の役員→地域住民(人・農地プランの話合い)の順で段階的に理解してもらい協力を仰ぎながら説明を行った。また、地域住民へのメリットとして、

- ①農地整備事業の集積促進費による特別賦課金の軽減(実質農家負担金なし)
要件:事業完了時までに「人・農地プラン」の中心経営体への農用地利用集積35%以上増加
- ②地域集積協力金(農業振興に係る地域の話合いにより、使用用途を決められる)
要件:農地整備地区内の2割以上の農用地を農地中間管理機構に貸し付けること

について具体的な金額等を示しながら説明し、互いの方向性を統一して地域住民へ協力(同意)をお願いした。



活用前

活用後

活用前(転貸前)→活用後(転貸後)

- ①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率
1.9ha(4%) → 13.6ha(28%)
- ②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積
1.7ha/経営体 → 2.9ha/経営体
- ③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数
5箇所 → 16箇所
- ④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地(連続して作付けできる圃場)の平均面積
0.4ha/団地 → 0.9ha/団地
- ⑤機構から転貸を受けた新規就農者数:0人
- ⑥機構から転貸を受けた参入企業数:0法人